［四～七　略］

七の二　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備

(1)　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機の無線設備（一、八九九・〇七二MHz又は一、九〇〇・八MHzの周波数の電波を発射しようとする場合に限る。）にあっては、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルのうち、一、八九八・四五MHz又は一、九〇〇・二五MHzの電波による受信電力が（一）八二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合及び本項(2)の場合に判定を行う。ただし、一、八九九・〇七二MHzの周波数の電波を発射しようとする場合であって空中線電力が一ミリワット以下又は一、九〇〇・八MHzの周波数の電波を発射しようとする場合であって空中線電力が〇・三ミリワット以下のものはこの限りではない。	(2)　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機の無線設備及び時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機以外の無線設備にあっては、電波を発射するために使用するチャネル及びそれに対応する受信のためのチャネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が連続する二フレーム以上にわたり（一）六二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合に判定を行う。

［四～七　同上］

七の二　［同上］

(1)　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機の無線設備（一、八九七・三四四MHz、一、八九九・〇七二MHz又は一、九〇〇・八MHzの周波数の電波を発射しようとする場合に限る。）にあっては、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルの電波による受信電力が（一）八二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合及び本項(2)の場合に判定を行う。	(2)　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機の無線設備（一、八九五・六一六MHz又は一、九〇二・五二八MHzの周波数の電波を発射しようとする場合に限る。）及び時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機以外の無線設備にあっては、電波を発射するために使用するチャネル及びそれに対応する受信のためのチャネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による